

令和4年度守谷市地域包括支援センター運営方針（案）について

1 第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）

（1）基本理念

「住み慣れた地域で健やかで幸せに暮らせるもりや」

（2）基本目標

- ① 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり
- ② 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援
- ③ 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供
- ④ 介護保険事業の円滑な実施

（3）重点介護予防プロジェクト

① 認知症対策

- ・ 認知症予防の推進
- ・ 認知症の方を地域で支える見守り支援

② フレイル予防

③ 生活習慣病予防

2 令和4年度地域包括支援センター運営方針（案）

第8期計画の基本目標に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」）の運営方針を次のとおり定めます。

（1）運営方針（案）

- ① 住民の相談に丁寧に対応し、地域や関係機関と連携し、切れ目のない支援体制を構築します。
- ② 地域における医療機関・介護事業者・民生委員・ボランティア等の圏域内関係者とのネットワークを深化させていきます。
- ③ 市とセンターの連携を図るため、「地域包括支援センター連絡会議」を定期開催します。

（2）重点的取組

① 総合相談支援業務の強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、担当圏域の高齢者の心身の状況や生活実態等を幅広く把握し、迅速かつ適切な支援をしていきます。

② 地域におけるネットワークの構築・深化

高齢者及び高齢世帯に適切な支援を行うために、地域における様々な関係者とのネットワークを構築します。

地域ケア会議を開催し、地域で高齢者を支える関係機関、地域住民と連携し、ネットワークを強化していきます。

③ 地域包括支援センター連絡会議の定例開催

市と地域包括支援センターとの連絡会議を開催することで、南部及び北部地域包括支援センター間の役割分担や情報共有、連携を図り、地域包括支援センター業務の効果的、一体的な運営を推進します。

④ 認知症初期集中支援チームの活動

市民や地域の民生委員の身近な相談窓口となり、支援が必要な認知症の方やその介護者に対して早期に適切な医療や介護サービスにつながるよう、地域包括支援センター職員が認知症初期集中支援チーム員として活動します。

⑤ 認知症地域支援推進員の活動

認知症の相談等を専門的に対応できる体制を整え、認知症の方やその家族の支援を円滑に推進できるよう、認知症地域支援推進員として活動します。